

令和7年度

きょうとこどもの城づくり事業 ひとり親家庭の居場所づくり事業 企画提案書の募集について

京都府では、ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者が、気軽に交流できる「居場所」を設け、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定を図る取組を行っています。ひとり親家庭の子どもの生活支援や学習支援等を行う居場所を開設する団体を応援します。※委託事業者については、プロポーザルにより決定します。



参加資格対象事業者 ※詳細は裏面をご覧ください。

※次のいずれかの法人格を有する者

社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、母子・父子福祉団体、特定非営利活動法人

業務概要 ※詳細は裏面及び「企画提案仕様書」をご確認ください。(府ホームページに掲載)

年間を通じて、こどもの居場所を開設し、ひとり親家庭の子どもの学習習慣の定着と生活習慣の確立に向けた各種支援を行うこと。

○委託上限額 ※記載金額は予算上限であって契約額ではありません。

| | 休日通年型 | 生活充実通年型 | |
|---------|---------|----------|----------|
| 居場所開設日数 | 年間50日以上 | 年間100日以上 | 年間150日以上 |
| 委託見積限度額 | 1,200千円 | 4,900千円 | 6,750千円 |

※上記の居場所において実施される各種事業に対する加算があります。詳細は裏面をご覧ください。

提出期限・方法

○令和7年2月7日(金)～令和7年2月28日(金)※質疑は2月14日まで

※持参(平日午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

問い合わせ・応募書類提出先

京都府健康福祉部家庭・青少年支援課

住所 : 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 : 075-414-4585 メールアドレス : kateishien@pref.kyoto.lg.jp



企業版ふるさと納税による寄附企業等(五十音順)

本事業の趣旨にご賛同いただいた下記の企業からの寄付により、を行っております。

キューピー株式会社、株式会社フィットワークス

参加資格対象者

※企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 次のいずれかの法人格を有する者
 - ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条に規定する一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条の認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人を含む。)
 - ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する母子・父子福祉団体
 - エ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に規定する特定非営利活動法人

居場所事業

※居場所事業の概要については下記のとおりです。

- ①生活支援: あいさつ(礼儀)、入浴といった基本的な生活習慣の習得支援や生活指導など、生活習慣の確立に向けた取組(調理実習を含めた食事の提供を含む。)
- ②学習支援: 子どもの学力に応じた個別指導など、学習習慣の定着に向けた取組
- ③相談支援: 子どもや親からの相談に応じ、悩みや不安の解消を図るとともに、子どもの夢や希望の実現に向けて努力する方向になるような自己肯定感を養う取組や各種支援策の情報提供
- ④交流活動: 個々の家庭では参加困難な地域の行事やイベントに参加するなど、社会生活を営む上で必要な人との関わりを養う取組
- ⑤支援員研修: こどもの居場所で支援する支援員の資質の向上を図る研修
- ⑥地域連携: 地域の学校(教育委員会)や福祉団体・NPO法人等と連携し、見守り支援やさらなる支援が必要な子どものケース会議の開催などの連携支援活動
- ⑦その他の活動: 参加する子どもが継続して参加したいと思えるような特徴的な取組

加算事業

※加算事業については、下記のとおりです。詳細については、「企画仕様書」をご確認ください。京都府のホームページに掲載しています。

- ①ひとり親家庭の親への学び直し事業を合わせて実施する場合は、上記金額に300,000円を上限に加算する。
- ②新たにこどもの居場所を開設する場合に、開設準備に要する経費を必要とする場合は、1,500,000円の範囲内で加算する。
- ③宿泊体験型を実施する場合は、100,000円を上限に加算する。
- ④朝食提供型を実施する場合は、200,000円を上限に加算する。
- ⑤送迎型を実施する場合は、下記に定める金額を上限に加算する。
 - 年間50日以上開設 100,000円
 - 年間100日以上開設 200,000円
 - 年間150日以上開設 300,000円
- ⑥地域支援拠点を実施する場合は、1,500,000円を上限として加算するが、その事業者は、生活充実通年型を受託する事業者に限る。
- ⑦中高生のヤングケアラー等を受入れを実施する場合は、下記に定める金額を上限に加算するが、その事業者は、地域支援拠点を受託する団体に限る。
 - 年間100日以上開設 700,000円
 - 年間150日以上開設 1,050,000円
- ⑧本事業を初めて受託しようとする場合は、原則、休日等通年型又は夏休み等短期型(別途募集)に限る。